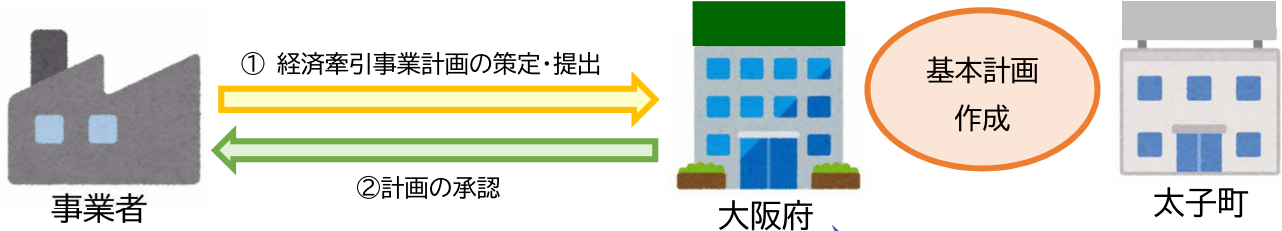


地域未来投資促進法に基づく支援制度のご案内

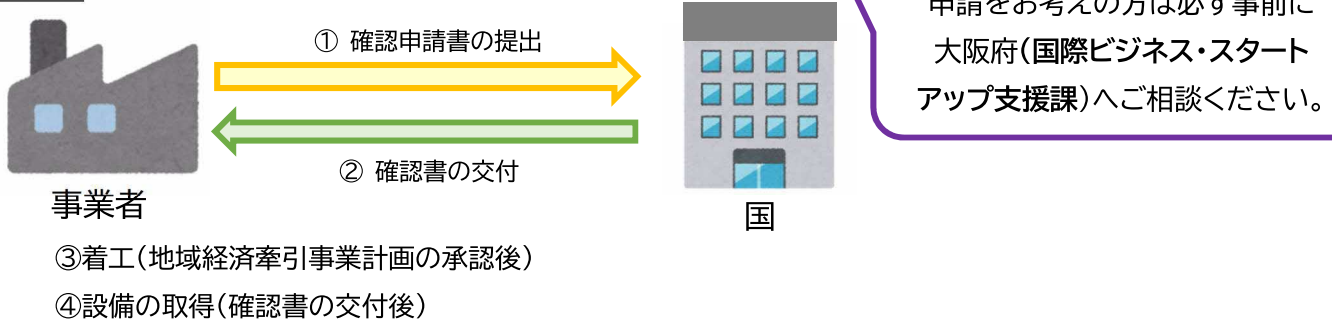
大阪府と太子町が作成した「大阪府太子町基本計画」に基づき、「地域経済牽引事業計画」を策定し、大阪府知事へ申請・承認を受けると、地域未来投資促進法に基づく様々な国からの支援・優遇措置を受けることができます。

手続きの流れ

STEP1：大阪府知事による地域経済牽引事業計画の承認



STEP2：国による課税特例の確認



主な支援措置

税制による支援

(1)地域未来投資促進税制【適用期限:令和6年度末まで】

建物・機械等の設備投資を行う場合に、以下の法人税等の特別償却または税額控除を受けることができる。

対象資産	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

<要件>

- ①先進性を有すること。
- ②設備投資額が前年度減価償却費の10%以上
- ③ // 2,000万円以上
- ④対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと
- ⑤旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率4%以上かつ投資利益率5%以上

<注意点>

- ・対象資産の取得価額の合計額のうち、対象となる金額は80億円が限度。
- ・税制控除は、その事業年度の法人税額等の20%相当額が限度となる。
- ・対象資産を貸付の用に供する場合や中古の対象資産の取得は対象外。
- ・国の確認書の交付前に設備を取得した場合は、本税制措置の対象外となる。

金融による支援

(1) 日本政策金融公庫からの固定金利での融資

地域経済牽引事業の実施に必要な資金について、日本政策金融公庫から固定金利での貸付けを受けることができる。

※制度の利用には、大阪府からの地域経済牽引事業計画の承認、日本政策金融公庫からの審査が必要。

(2) 日本政策金融公庫による海外展開支援

地域経済牽引事業に資する海外事業展開(海外子会社の資金調達)について、日本政策金融公庫から、以下の支援を受けることができる。

- ① 公庫が現地金融機関からの借入に対して信用状を発行。
- ② 公庫が海外子会社に直接貸付を行う。

(3) 信用保証協会による債務保証

地域経済牽引事業の実施に必要な資金について、金融機関等からの借入れの際に、通常の保証限度額とは別枠で、信用保証協会による保証を受けることができる。

また、M&Aによる事業承継を伴う資産・株式等の必要資金を金融機関等から借り入れる場合、経営者保証を求めることなく、信用保証協会による保証を受けることができる。

※制度の利用には、大阪府からの地域経済牽引事業計画の承認、信用保証協会の審査が必要。

対象要件

下記の(1)～(3)をすべて満たすこと。

(1) 地域の特性を活用すること

以下の2つの分野のいずれかの事業であること。

- ① 太子町のぶどう・みかんを中心とする特産物を活用した農林分野
- ② 太子町の南阪奈道路及び太子インターチェンジを中心とする交通インフラを活用した成長ものづくり分野

(2) 高い付加価値を創出すること

事業計画最終年度の単年度における付加価値額増加分：6,916万円超

(3) 以下のいずれかの経済的効果が見込まれること

- ① 当該事業者の地域経済牽引事業にかかる売上合計：開始年度比で4%以上増加
- ② 当該事業者の地域経済牽引事業にかかる雇用者数合計：開始年度比で2%以上増加

<問合せ先>

太子町 まちづくり推進部 観光産業課
〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田88
TEL:0721-98-5521 FAX:0721-98-4514



大阪府太子町
地域未来投資促進法



町ホームページはこちら